

# 平成31年（2019年）度埼玉県介護支援専門員更新・専門・再研修 Q&A

## （よくある質問）

### 【研修申込み】

Q1：研修のスケジュールは、いつ頃にわかりますか？

A1：4月中旬に指定研修機関のホームページ等でお知らせする予定です。

Q2：指定研修機関とは？

A2：《介護支援専門員更新・専門・再研修》

- 埼玉県内で下記にお住まいの方⇒埼玉県社会福祉協議会  
上尾市、朝霞市、入間市、桶川市、春日部市、川口市、川越市、北本市、久喜市、越谷市、さいたま市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、所沢市、戸田市、新座市、蓮田市、飯能市、日高市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市、伊奈町、川島町、杉戸町、松伏町、宮代町、三芳町、毛呂山町
- 埼玉県内で上記以外にお住まいの方⇒総合健康推進財団
- 埼玉県外にお住まいの方⇒上記2団体を希望により選択可

《主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修》

埼玉県介護支援専門員協会

※各団体のホームページ、連絡先等は Q&A の最後に記載

Q3：研修の案内は個人あてに届きますか？

A3：《更新研修》

埼玉県登録の方のうち、現在の介護支援専門員証の有効期間が令和2年(2020年:旧・平成32年)3月1日から令和3年(2021年:旧・平成33年)2月28日までに満了される方(介護支援専門員証に記載の有効期間満了日が、平成32年3月1日から平成33年2月28日までの方)に、指定研修機関から4月中旬に更新研修の案内を登録の御住所へ特定記録郵便でお送りします。引っ越し等で住所を変更した後、埼玉県高齢者福祉課へ登録事項変更の手続きをしていない場合、案内が届かないことがあります。

《専門研修・再研修》

個人あての通知はありません。県内の介護支援専門員が配置されている事業所(法人)あて、指定研修機関から4月中旬に専門研修・再研修の案内を普通郵便でお送りします。事業所(法人)の御担当者様には、事業所(法人)内の介護支援専門員に周知をお願いします。

県外の事業所に勤務されている方、現在ケアマネ業務に従事されていない方には、案内が届きませんので、各自、指定研修機関のホームページ等で確認してください。

Q4：インターネットで申込みはできますか。

A4：できません。ホームページから申込書をダウンロードし、介護支援専門員証や修了証のコピーなど必要書類を添えて、郵送で指定研修期間あてお申込みください。

Q5：研修案内がダウンロードできません。

A5：御希望があれば、研修要領、申込書等を郵送します。

下記を添えて、指定研修機関へ請求してください。

①送付先を明記し、140円切手を貼った返信用封筒  
(角2サイズ：A4の用紙が折らずに入るもの)

②登録番号、氏名、連絡先(平日の日中に連絡の取れる電話番号)、希望する研修名を明記した用紙(様式自由)

※研修の締切に留意し、早めの請求をお願いします。なお、発送は研修スケジュール等の発表後となります。

Q6：他の都道府県登録ですが、埼玉県での受講を希望しています。

A6：申込み前に県高齢者福祉課にお問い合わせください。受講の可否は県高齢者福祉課で確認後受講希望者に連絡します。受講可能な場合は、受講開始前までに「受講地変更」又は「登録地変更」の手続きを完了させる必要があります。登録の都道府県の指示に従って手続きをしてください。

Q7：埼玉県登録ですが、他の都道府県での受講を希望しています。

A7：希望する都道府県に受け入れの可否をお問い合わせください。手続きの詳細は、埼玉県高齢者福祉課にお問い合わせください。

#### 【更新研修】

Q8：今までケアマネ業務に従事したことはありませんが、有効期間満了日までに従事することが決まっています。どの研修を受講すれば良いでしょうか。

A8：有効期間満了日までにケアマネ業務に従事する場合、実務経験者向け88時間のコースを受講することとなります。

Q9：有効期間内に1回だけケアプランを作成したことがあります。実務経験者向けの研修についていく自信がないので、実務未経験者向けの研修を受講しても良いでしょうか。

A9：実務経験者向けのコースを受講しなければ、更新はできません。実務経験の長短は問いません。

Q10：前回、実務経験者向けの研修を受講して更新しましたが、更新後はケアマネ業務に従事していません。かつて、ケアマネ業務を行ったことがあるので、実務経験者向けの研修を受講しても良いでしょうか。

A10：実務未経験者向け54時間のコースを受講してください。更新前の経験は考慮されません。

Q11：ケアマネ業務に従事していますが、前回更新時、うっかり有効期限を切らしてしまい、再研修を受講しました。前々回の更新時は実務経験者向けの研修を修了し、専門Ⅰを受講しているので、今回は専門Ⅱに相当する部分だけ受講すれば更新は可能でしょうか。

A11：再研修受講後は、あらためて更新研修実務経験者向け88時間コース（専門Ⅰ及び専門Ⅱ）を受講する必要があります。

Q12：有効期間内に、更新に必要な研修を修了することができません。

A12：有効期限が切れた場合は再研修の受講が必要となります。ただし、一旦有効期限は切れますが、再研修を受けることで再交付することができます。なお、再研修を受講できる者は、期限が切れた者が原則となりますが、再研修の最終日に有効期限が切れる者については受講することができます。

Q13：基礎研修、主任介護支援専門員研修を修了しています。研修の免除はありますか。

A13：免除はありません。更新に必要な研修を全て受講してください。

Q14：今年度、主任介護支援専門員更新研修を受講する予定です。

A14：有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了された場合は、更新研修を受講したものとみなされますので、更新研修の受講が免除されます。

※主任介護支援専門員更新研修を受講できなかった場合は、有効期間内に更新研修を受講しなければ更新できません。

#### 【その他】

Q15：以前に受講した研修の修了証を紛失してしまいました。

A15：受講した研修機関にお問い合わせください。

⇒埼玉県社会福祉協議会で受講した研修について

修了証の再発行はできません。修了の証明を希望する方は、下記を添えて請求してください。

①送付先を明記し、82円切手を貼った返信用封筒（長3サイズ：A4三つ折り）②登録番号、氏名、連絡先（平日の日中に連絡の取れる電話番号）、証明を希望する研修名・修了年度を明記した用紙（様式自由）

Q16：更新に必要な研修を修了しましたが、有効期間内に更新手続きをするのを忘れてしまいました。

A16：更新手続きは、有効期間内でなければできません。有効な専門員証を入手するためには、あらためて「再研修」を受講する必要があります。

Q17：介護支援専門員証に記載されている名前から姓が変わっています。

A17：介護保険法第69条の4により速やかに県高齢者福祉課へ「介護支援専門員証書き換え交付申請」をしてください。

Q18：介護支援専門員証を紛失してしまいました。

A18：《再研修申込者》

有効期限が切れた方への専門員証の発行は行いません。よって、受講申込書の専門員証のコピー貼付欄には、「専門員証紛失」と記載をしてください。なお、専門員証の紛失により、有効期限満了日や登録番号が不明な場合は、県高齢者福祉課へご連絡ください。

《更新・専門研修申込者》

県高齢者福祉課へ、「介護支援専門員証再交付申請」をしてください。

#### 【参考】

《指定研修機関ホームページ》

- 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 TEL048-824-3111  
<http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/welfare/care-information/>
- 公益財団法人 総合健康推進財団 関東支部 TEL03-6262-7135  
<http://www.soukensui-kikaku.com/kenshu/20/2010/201050/>
- 一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 TEL048-835-4343  
<http://www.saitama-cm-learninig.com/>

《受講地変更、登録地変更、その他介護支援専門員証に関する手続き》

埼玉県高齢者福祉課 TEL048-830-3232

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040shinsei.html>